

3 表外漢字字体表作成の概要

【目的】

表外漢字（常用漢字表にない漢字）について、印刷標準字体を示すとともに、現在使用されている略字体等の扱いについての基本的な考え方を示す。

【基本的態度】

- 1 法令、公文書、新聞、雑誌、放送等、一般の社会生活において表外漢字を使用する場合の印刷文字字体選択のよりどころを示す。
- 2 常用漢字とともに使われることが比較的多い表外漢字に範囲を限って、印刷文字字体選択のよりどころを示す。
- 3 現在の印刷文字の使用状況に大きな変化をもたらさないことを最優先する。そのための具体策として、以下の4及び5の考え方を基本とする。
- 4 明治以来、活字字体として最も普通に用いられてきた印刷文字字体で、現在も頻度高く用いられている字体を印刷標準字体として提示する。
- 5 現在の文字生活の中で十分に定着していると考えられる俗字体・略字体等を簡易慣用字体として提示する。

【表外漢字字体関係参考資料集】

- 資料集 = 漢字字体資料集(諸案集成1)
- 資料集 = 漢字字体資料集(挿頁集成2・研究資料)
- 資料集 = 漢字字体関係参考資料集
JIS情報交換用漢字符号(第1分冊)
- 資料集 = 漢字字体関係参考資料集
JIS情報交換用漢字符号(第2分冊)
- 資料集 = 字体・字形差一覧
- 資料集 = 漢字出現頻度数調査
(平成9年11月)
- 資料集 = 明朝体活字字形一覧
- 資料集 = 漢字出現頻度数調査(2)
(平成12年3月)

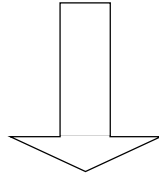
【検討対象とする文字の範囲】

資料1 = 「第21期国語審議会審議経過報告「第2表外漢字字体表試案」」(平成10年)における検討対象漢字
資料2 = 『漢字出現頻度数調査(2)』(平成12年)の「凸版調査」における出現順位3227位(累積出現率99.7%)までの表外漢字集合
資料3 = 『漢字出現頻度数調査(2)』(平成12年)の「読売調査」における出現順位2606位(累積出現率99.9%)までの表外漢字集合

上記3資料について、出現している漢字の造語力、使用範囲の広さ、頻度数(『漢字出現頻度数調査』(平成9年)も併せ参照)等を検討して、対象漢字を選定した。(詳しくは、10ページの「付表外漢字字体表に掲げた漢字(字体表漢字)の選定方法について」を参照)
なお、資料1に入っている「現行JIS規格の「6.6.4過去の規格との互換性を維持するための包摂規準」に掲げる29字」及び「平成2年10月20日の法務省民事局長通達「氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する通達等の整理について」の「別表2」に掲げる140字」については、出現頻度とは別の観点から、字体表漢字として加えた。これは、表外漢字の字体問題を検討していく上で、欠かせない漢字であると判断したためである。

【対象漢字確定の方針】

- 1 「懼」と「惧」、「臙」と「臙」のように別個の用法を持つと判断できる異体字は別字扱いとする。
- 2 「阪、堺」などのように使用頻度が高く、かつ常用漢字の異体字であっても、常用漢字とは別字意識が生じていると判断されるものは、検討対象漢字から外さない。
- 3 「岡、阜」などのように固有名詞以外にはほとんど用いられない表外漢字であっても、それだけの理由で検討対象漢字から外すことはしない。



【印刷標準字体の選定】

江戸末期から昭和21年にわたる23種の明朝体活字の総数見本及び『康熙字典』『大漢和辞典』の親字における字体・字形を収めた『明朝体活字字形一覧』(平成11年)により印刷標準字体とすべきものを確認した。それと異なる字形については、更に『字体・字形差一覧』(平成9年)を併せて参照し、デザイン差とするかどうかを考えた。
現在の頻度数については、『漢字出現頻度数調査(2)』(平成12年)及び『漢字出現頻度数調査』(平成9年)に基づいて判断した。

【印刷標準字体の決定】

【デザイン差基準の決定】

【簡易慣用字体の選定基準】

常用漢字字体に倣って簡略化・簡易化された字体及び慣用的に使われている俗字体などのうち、現在の文字生活の中で、十分に定着していると判断でき、かつ、印刷標準字体と入れ替えて使用しても基本的には支障のない印刷文字字体を簡易慣用字体として選定した。
なお、簡易慣用字体の選定に当たっては、字体問題の将来的な安定という観点から、特に慎重に検討を行った。

- 3部首(しんにゅう・しめすへん・しょくへん)以外で、簡易慣用字体とする俗字体・略字体は、次の1~3のどれかに該当し、かつ、下記の選定基準1及び2を満たすものとする。
- 1 『漢字出現頻度数調査(2)』(平成12年)の「凸版調査」における出現順位4504位(累積出現率99.93%)までの略字体等、及び「読売調査」における出現順位3015位(累積出現率99.96%)までの略字体等
 - 2 「現行JIS規格の「6.6.4過去の規格との互換性を維持するための包摂規準」に掲げる29字」及び「平成2年10月20日の法務省民事局長通達「氏又は名の記載に用いる文字の取扱いに関する通達等の整理について」の「別表2」に掲げる140字」の略字体
 - 3 上記1及び2以外のJIS第1水準内の略字体

【3部首字形の扱い】

3部首についても表外漢字においては「~~し~~／~~前~~／~~倉~~」の字形を印刷標準字体とする。ただし、現に「~~し~~／~~ネ~~／~~倉~~」の字形を用いている場合においては、これを印刷標準字体に変更することを求めない。必要に応じて、これらの字形を用いることを妨げない。

選定基準1・・・略字体等出現回数 + 対応する康熙字典体出現回数 140
(140は、資料2の3227位の出現度数(143)に準じた数)
選定基準2・・・略字体等出現回数 対応する康熙字典体出現回数 × 0.15
選定基準1及び2の出現回数は「凸版調査(平成12年)」に基づく。